

平成30年1月4日

## ハラスメント防止に関する指針

株式会社エムエムインターナショナル  
代表取締役社長 橋本修一

1、セクシャルハラスメントとは、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否する等の対応により、解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又、「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」があった場合の事を言います。

2、私たちの会社は下記の行為を許しません。(ハラスメント防止規程第4条)

- (1) 性的な事実関係を尋ねたり、性的な内容の情報を意図的に流布すること。
- (2) 必要なく身体にさわったり、性的な関係を強要すること。
- (3) わいせつな図書、雑誌、図画または写真を配布したり、掲示したりすること。
- (4) あらゆる身体的暴力を行うこと。
- (5) 理不尽な言動により精神的苦痛を与えること。
- (6) 誰もが達成不可能な職務を一方的に与えること。
- (7) 職場放棄、正当な業務命令拒否など合理的な理由もなく、一方的に職務を取り上げたり、職務を与えないこと。
- (8) 合理的な理由もなく、一方的に人事評価をおとしめること。
- (9) その他前号に準ずる言動を行うこと。

3、ハラスメントの行為者に対しては、懲戒処分を行います（規程13条懲戒処分）

会社はハラスメントを行った社員に対し、就業規則の定めるところにより、懲戒処分を行う。

4、相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口は以下の通りです。

相談は公平に、プライバシーを守って対応いたしますので安心してご相談ください。

コンプライアンスホットライン ダイヤル・サービス株式会社

専用フリーダイヤル 0120-017-724

携帯専用 WEB 窓口 [maruhan@soudan-service.com](mailto:maruhan@soudan-service.com) {会社ID: maruhan}

PC専用 WEB 窓口 <https://www.soudan-service.jp/harass/>

ID: maruhan パスワード: soudan 会社ID: maruhan

5、この指針の対象は、役員・社員（正社員、契約社員、派遣社員、パート・アルバイト）等の当社において働いている方全ての方が対象者です。また、顧客、取引先の社員の方なども含みます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシャルハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。